7月から納付が始まります！
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

平成２９年度の国民健康保険税の納付は、翌年２月までの８期払い、後期高齢者医療保険料の納付は翌年３月までの９期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、県内および全国のコンビニエンスストアで納めることが可能です。納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、早めに納付してください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談、お問い合わせにつきましては、国民健康保険課までお気軽にお問合せください。

※平成２９年度の申告はお済みでしょうか。申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減の拡充が図られます

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が、一定額以下の世帯に対して均等割および平等割の税額の負担を軽減される対象が下記のとおり拡大されます。

	平成 28 年度まで	平成 29 年度から
7 割軽減判定基準額	33 万円以下	33 万円以下
5 割軽減判定基準額	33 万円 +26.5 万円 ×（被保険者数）	33 万円 +27 万円 ×（被保険者数）
2 割軽減判定基準額	33 万円 +48 万円 ×（被保険者数）	33 万円 +49 万円 ×（被保険者数）

国保ってどんな保険？

日本国民は、すべての方が何らかの健康保険へ加入するよう法律で義務づけられています。職場からの社会保険等に入っている人などを除き、すべての人が国保に加入しなければならない、強制加入となります。これを「国民皆保険制度」といいます。皆さまの納める国保税が、医療費となり、もしもの病気やケガのとき、安心して病院へ治療・入院が受けられるのは、国保税が役立っているからです。

お支払に困ったときは早めのご相談を！

病気や失業などの事情により納期限までに国民健康保険税を納付できない場合は納税相談を実施しますので、窓口までご来所ください。

1. 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
2. 失業等により生活が困難になったとき
3. 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
4. 災害（火災・風水害）または盗難にあったとき

安心便利な口座振替を！！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け大変便利です。また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

お手続き方法

納税通知書・保険証・預貯金通帳・通帳の届け出印を持って、金融機関または国民健康保険課窓口にてお申込みください。※お申込みから振替開始まで約1か月かかります。

問合せ　国民健康保険課　☎893-4411（保険税係：内線 141～145）

後期高齢者医療保険加入の皆さまへ
平成29年7月賦課から、医療保険料の軽減率が変わります

後期高齢者医療保険加入の方の保険料は

① 年収に応じて納めていただく部分（所得割）と、②全員に納めていただく定額部分（均等割）があります。
平成29年7月賦課から、保険料が下のように変わります。

1 所得割の額が変わる方 ▶ 年収　約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、**特例的に５割軽減**されていましたが、平成29年度は**２割軽減**になります。
（均等割の定額部分は変わりません）

2 均等割の額が変わる方 ▶ 元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは　75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで**被扶養者**だった方

特定の要件の例　単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成 28 年度までの均等割は、**特例的に9割軽減**されていましたが、平成 29 年度は**7割軽減**になります。
※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減（9 割軽減、8.5 割軽減）が受けられます。

7月は被保険者証の切り替え時期です!!

「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限が切り替わります

平成２９年８月から被保険者証が切り替わります（有効期限が平成３０年７月３１日となります）。
新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵送または窓口等で交付します。
被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口に新しい被保険者証を提示してください。

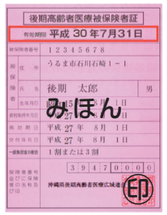

▲後期高齢者医療被保険者証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」も切り替わります

住民税非課税世帯等（低所得Ⅰ・Ⅱ）に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関等で入院・受診の際に窓口へ提示すると、月額の自己負担額が限度額までの負担となります。ただし「今までに減額認定証の申請を行ったことがある方で、平成２９年度も引き続き住民税非課税世帯の方」は、申請がなくても被保険者証と一緒に郵送します。

※平成２９年度住民税課税世帯の方については、減額認定証の認定要件に該当しません。
※世帯構成員に平成２９年度所得未申告の方がいる場合は、今までに減額認定証の申請を行ったことがある方でも郵送しません。申告が必要です。申告により住民税非課税世帯となった場合、窓口にて限度額認定証の申請をしてください。

▲限度額適用・標準負担額減額認定証

限額認定証申請に必要なもの

- 身分証明書
- 被保険者証
- 印鑑
- 個人番号通知カード又は個人番号カード
- 限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）

問合せ　国民健康保険課　☎893-4411（後期高齢者医療係：内線 146・152）